

【別紙】

公益社団法人 日本ボクシング連盟 令和5年度 定時総会別添資料
2023.6.18(日) 13:00~14:25

内田会長挨拶：皆さんこんにちは。本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。
今日は総会后に年間表彰式もありますので、できる限り最後までご参加いただくようによろしくお願いいたします。

(1) 決議・審議事項（質疑応答詳細は別紙）

1. 2022年度事業報告並びに決算報告

仲間議長：皆様に、公益社団法人日本ボクシング連盟活動に対するご支援のお願いということでパンフレットを配らせていただいております。その見開きに、日本ボクシング連盟近年の歩みということで2018年に現行の内田会長体制に移行してからの選手の活躍と、2022年、国民体育大会通年開催への復活と、2023年、公益社団法人として認定されたことを含めてこれまでの歩みが記載をさせていただいております。このような形の活動に関しての詳細を、記録をさせていただいております。既にご一読いただいていると思いますが、内部統制先への対応に関するご報告としては、国体実施競技評価に関しては、令和4年6月29日に日本スポーツ協会からいただきました文書にて最下位であった前回から51競技中32位とジャンプアップしていただき、2017年に選手に対してもボクシング競技に対しても不利益となる隔年開催という残念な結果になっておりましたが、通年開催の競技として評価を戻すことができいております。ただし通年開催に戻るのは令和10年以降になります評価がくだされてから実際にそれが実施されるまでタイムラグありますので、来年から元に戻るわけではなく令和10年以降から元に戻る形になりますので、こちらに関してはご理解をいただきたいと思っております。もう一つ特筆すべきものとしては、2023年3月3日付で、悲願でありました公益社団法人としての認定を得ることができました。組織運営としてクリアにできるということだけではなくて、企業様からのスポンサーの獲得などに関しても、ポジティブな効果が出ると思っておりますので、公益社団法人日本ボクシング連盟として、今年度はさらに飛躍していきたいと考えております。その中で、まだ日本ボクシング連盟に残されている問題がありまして、JOCからの勧告処分に関してはまだ対応中という形になります。まだJOCに対しては定期報告を行っているという状況です。一部規則類規程類がスポーツガバナンスコードにまだ完全にのっとっていないのではないかとということで文言の訂正などを行っている状況です。近く勧告処分も終了ということが期待されますが、まだ勧告処分を受けている状況です。襟を正した組織運営と、体制の維持ということが必要であるということ、我々役員一同そして正会員の皆様には改めてご連絡をさせていただきたいと考えております。あとは適正な内部統制のことであったり事業費の報告だったりといったことに関しては書いてある通りになります。

茨城県中島氏：今日の審議事項についての理事会の議事録が出てないと思うんですが。

仲間議長：事業報告に関する議決とあまり関係がないので、事業報告に関する質問を受け付けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

広島県砂原氏：決算報告と、事業活動報告は連動しています。数字の方で、未払い金というものがあります。これは何なのか。それを事業としてやっておられるとしたらこちらの報告書にあるべきだと思います。未払金が9000万も出ているんですね。ということになると、どんな事業やったかということについては、報告書の中に書くべきだと思います。それが出てないから、その報告書これでは不備ではないかということ聞いております。

仲間議長：では決算に関して事務局長から説明をさせていただきました後に、その後でまとめて質疑を受けるという形でお願いします。

栗田事務局長：例年、JOCの助成金は年間9000万レベルで推移しておったんですが、これが2億4400万という大型の助成がおります。中身は前回の理事会でもお話ししていましたが、新しい判定システムに対する助成金です。この時に下りてこなかったのが、一旦は未収金として挙げています。その反対に未払金、つまりそれに関する外注も含めた費用ということで未払い金ということで9000万を挙げています。ですので、この未収に関しましては既に解消いたしておりますので、恒常的にこの未収状態や未払い状態が続くということではございません。そこもあわせてご理解いただければと思っております。あと続けてお話しすると、本年3月3日を持ちましてめでたく内閣から公益認定を頂戴したんですけれども、それに付随する業務としまして、山田&パートナーズ様の方にコンサルティング料として正味財産計算書増減計算書の、公益法人関係費として330万円が挙がっています。あとその他として、海外の遠征等が多くなりましたので渡航費、滞在費、こういったところが2000万以上増加しておりますので、大きな増減要因としてはこういったところにあるかと思えます。

広島県砂原氏：このぐらい入って最終的にこのぐらい余ってこうなりました。というのをページで言っていないと、どこがどうだかっていうのはよくわからないんです。普通この貸借対照表が前に来るっていうことを私は初めて見たんですけど。

茨城県中島氏：この助成金が未収で、それが入ってきたので、それについては支払いが終わっているとありましたよね。この3月末日、これは令和4年度の助成金ってなってるはずなんですが、それが3月末に未収未払いになっていて、JOCに申請を上げられたんですか。

仲間議長：こちらに関しては最終的に3月末の締めではなく、JOCへの申請は、3月末できちんと申請をさせていただいて、5月にJOCから振り込みをいただいて、全て完了しているという状況になります。理事および一部の顧問から有志で連盟に対して貸し付けを行わせていただいて、判定システムの開発費用をお支払いした上で、JOCに申請を行い、助成金をいただくという形で会計を終了しております。

茨城県中島氏：4月17日の議事録に出てましたけれども、その時点で3月末日の未払いの状態、その4月17日を迎えてるわけですよ。だからまだJOCに申請してませんよね。3月末日で申請したと先ほどおっしゃってましたけど、3月末未払いですから、支払いしていないのに申請できないでしょ。ということは、3月末日の領収書を添付して申請したのかなと。

小池氏：今回に限り未払いを4月までJOCに猶予をいただきましたので、4月17日に皆様からご協力をいただいた結果、支払いがその時点で終わり3月31日現在では未払金の状態で決算書を作っております。

広島県砂原氏：こんな大きな金額の事業をやるときには、こういう事業をやってもいいかということを経理会や総会にかけるべきものであって、それを何月何日の理事会にかけたかもまず教えてください。こちらのお金を集める段階では先ほど中島さんが言っていました。理事会で事業の計画をJOCに出したものを、皆さんに諮っているかどうかということを知りたいです。

仲間議長：担当理事とJOCの方などで、いろいろと協議した結果、こういう助成金を使えるのではないかとことをJOCから提案の方いただきましたので、9000万円の事業をやりますので、承認をしてくださいという形で、理事会の審議承認をして進めてきたというわけではなく、もっと以前から継続的に進めてきたシステムになります。

広島県砂原氏：私は総会に出てませんが、総会資料は見させていただいておりますが、事業計画、事業報告書の中にそういったものを見たことはありません。そういうものなしで国が税金として払うときに、間違いなく事業計画書並びに収支予算書の提出を求めてくると思うんですけども、JOCはそういったもの一切求めないんですか。

千葉県塚本氏：国がいい加減な団体に補助金を出すってことはありません。前年度事業計画に違法性がない証拠です。予算取りの中で、単年度会計といっても、事業が終わらないものを次年度に補助金を延長してもらってことは、一般的に多くある。私が言いた

いのは、事業計画で違法性なものはまずなんです。国に補助金を請求して、国が認めたといことは、違法性はない事業なんです。だからそこら辺にこだわる必要はないと思うんで、ぜひ次の議事を進行をしていただきたいと思います。

広島県砂原氏：私は個人の意見聞いてるんじゃないでして執行部に対して質問しておりますので、私の質問に対して答えていただければと思います。何年何月何日の理事会に出されたのか、その後総会にいつ出されたのかっていうことをまずお答えください。

仲間議長：これは渡辺守成さんがこういったものを開発してIBAに提案してはどうかということで企業と開発を一緒にやってきていた状況で、一緒に開発をしながら段階的に予算を組んで支払いをしていくなど、やっていきましょうという形で始まったものです。JOCの方からこういった形の開発をしてるのでこの助成金を使うことができるだろうという話があり、担当理事とJOCが話し合って申請させていただくことになり、開発段階から事業計画に乗せてやっているものでないことは理解していただきたいと思います。単年度の事業ではなくて、継続的に開発をしながらやってきている事業なので、本来ならば事業の開発の予算を理事会に諮って、それが事業の計画として総会に提出された方が良かったかもしれませんが、不正があるとか問題があるようなものであれば助成金などおりませんし、何か変なことをしているわけではありませんで、例えば、事業計画書に、この事業に関して追加をしてほしいということがご希望でしたらそれを記載させていただくことを条件として承認をさせていただくことは可能だと思いますが。ただ、決算に関しては支払いの時期をJOCに年度をまたいだ形で認めていただいています、何ら問題なく承認され助成金をいただいて、借金が残ってるという状況でもありませんので、こちらに関してはこれ以上何か質問をしていただくことに関して、目的がちよっとわからないんで、今の質問の目的を教えてくださいと思います。

広島県砂原氏：こういった高額の場合は、理事会総会の了解を取るべきではないかという事を言ってるんです。執行部だけで勝手にやっていのはおかしいんじゃないかということをおっしゃっています。

仲間議長：助成を受けるかどうかということを経済に諮る必要はないかと思いますが。これまで継続的に行ってきた事業の支払いをするチャンスがあるということで、これは恥ずかしい話ではありますが、役員でお金を工面して何とかお支払いをしたという状況です。総会に諮るタイミングはありませんでしたが、理事会ではきちんとお話をさせていただいて賛同していただいている理事の皆様からお金を工面させていただいたという状況です。ご指摘はおっしゃる通りだと思いますので、今後は大型事業があるときには事業計画書や予算に記載し、決算のときに再度それがどのようになったかということをお知らせしていただくという流れは、ご指摘の通りだと思います。

広島県砂原氏：9000万もの金額は専決処分の対象にはならないです。こういう高額のものについては、やはり理事会総会をかけてこの事業の実施についての了解を取るのが本来の筋であり、今回の活動報告書の中にも、ガバナンスがどうのコンプライアンスがどうのって書いてありますよね。これも完全にガバナンスコンパルコンプライアンスの違反だと思います。それからもう一つ確認しますけれども、9000万の根拠っていうのは、これどこの業者にかからもらった予算なんですか。

仲間議長：一緒に開発をしている業者です。

広島県砂原氏：こういった高額の場合は、入札をするのが筋だろうと思うんですね。これ入札されましたか。エビデンスという部分でこの金額が正当かどうかというのはどうやって判定できるんですか。そのために入札をするんでしょう。連盟の皆さんにちゃんと報告説明するのが執行部の責任であります。ガバナンス、エビデンス、コンプライアンスって堂々と書いておられるわけじゃないですか。それがきちっとやっておられないということについては私は質問してるわけです。

愛媛県門田氏：ボクシングがオリンピックとかで揉めているのは、不明な判定があるということが非常に大きい。判定システムをきちんとするというのは、ボクシングの競技にとって絶対しなければいけない。それを、渡辺タスクフォースが言われて、自然の流れとしてその会社と一緒に、二人三脚でやっていこう。ボクシングのために、やったということについて、違和感はないです。素晴らしい。お金のことで

ボクシング連盟が大きな赤字になったとかいうことではないし、ボクシングのために判定システムを考えた。絶対大事なことだと思います。私は手続き上のことがいろいろあるかもしれないけれども、全然それで大きな損失さえ出なければ、執行部がしていることについて、支持いたします。

茨城県中島氏：二、三年前からやっているとおっしゃってましたけど私もその頃は理事でいましたが、富士通が始めた話ですよね。渡辺さんからの紹介で富士通が始めて、それに日本連盟はお金が必要なんですかと聞いたら、富士通の負担でやるんだということで、日本連盟の理事会の中でも、日本連盟は負担ないから、この判定システムの問題を、富士通が仕上げていくんだということだったんです。それが急遽去年変わったんですね富士通がやめて、ユニゾシステムに変わった。その変わった話も知らないし契約も知らないと思います。私はそれで理事辞めてましたが、その後今この理事の人たちこれ知ってるのかどうか。4月17日の理事会でお金がないから皆さん少しずつ出してくださいって言われたときの議事録を見てると、これ何ですかという人がいたような気がしましてね、またあのとき、専務理事が菊地さんに、専務理事がわからないで聞いてましたね、これ何ですかって。みんなでコンセンサスが取れてなかったんじゃないですか。たまたまこれが、通ったから良かったけど、これ通らなかつたら大変なお金を日本連盟が負担ということになったんじゃないんですか、今お金が出たんだからいいじゃないですかじゃなくて、出なかつたらどうすんですか。

仲間議長：これはJOCが、富士通さんからユニゾンさんに引き継いで、開発をしてIBAに提案をして総会でも会長がプレゼンをして、非常にいいものだということで、コメントいただいておりますけれども、そういったことをやっているのであればこの助成金を使えるので、きちんと開発と一緒にいる会社さんと話し合った上で、助成金の申請をしてJOCの方で対応することができるだろうということで助成をいただいているので、一か八か助成金の申請をしてみましようというお話ではありませんので、今の中島会長の発言に関しては誤解があるのではないかと思います。

千葉県塚本氏：決算報告は、全体的に判断するもので、私達は執行部に対して信頼を置いて、総会に臨んでいるわけです。先ほどから、事業についても、決算についても、不当なものはないという判断のもとで、個々に細かい問題があるのであれば、その正当性の中で、後ほど協議を個々にしていただければ私はいいと思うんです。やっぱり今やるべきことは全体の歳入歳出、これはOKだと、事業報告全体においての皆様判断を仰ぐことが先じゃないと先進まないですね。よろしく願いします。議長。

仲間議長：はい。発言がだいぶ重複しておりますして社員総会規則18条4に基づいて、もうこれ以上の発言に関して許可しません。では他の質問がなければ決算報告並びに事業報告に関しての決をとりたいと思います。

広島県砂原氏：9000万がわずかな金、小さな出来事ではありません。先ほど門田さんも言われたように、我々はボクシングが大好きです。だから、判定システムを導入することについて事前にこういうことをやろうと思う、これぐらいかかるっていうことをご報告いただければ、この場でこんなことを言わなかったかもしれない。それがガバナンスでありコンプライアンスであり、エビデンスでしょ。それを実施するのが公益団体だと言っておられるわけじゃないですか。違いますか。だから私は、中国ブロック4県の委任を受けておりますので、もうこれ以上質問はしませんけれどもこの議案については反対したいと思います。以上です。

内田会長：この事業に関しては、東京オリンピックの前からやっているんですけど、実際開発に伴って、AIを活用し、世界が求めていることに応えていくものを作っていくには、かなり金額は上がっています。最終的にあと何年かかるかわからないんですが、この金額で全部やりますということで、契約をしています。実際にこういうIT業界っていうのは、これをやったから全てそれでうまくいくというものではなくて、その間に、AIに記憶させたりとか、会場に行く交通費であったりとか、人件費もすごくかかります。実際、金額的には読めない部分もあるんです

けれども、私もそういった企業に関してはいろいろ知り合いもいますので、金額についてはいろんなところに相談をしました。最終的に出来上がりの条件としてここまでできます。ということになってますので、そのときにはその金額は妥当じゃないかというふうな話も受けておりますし、これ以上の追加はありません。

岩手県山本氏：個々の話が延々と続いております。ブロック4つ反対だというのは、反対でも賛成でもいいんですけども、もうここまで来ると、要は10円反対でも反対ですから、それは決算に対して反対っていうので、どこが反対というそんな採決の仕方はないと思いますから、反対賛成だと言うならば、皆様のご了解を得て、全体的に決算に賛成の方の挙手を願うなり、そういう進め方をしていかないと、個々にまた出てきたらそれ全部やらなきゃ駄目です。一つずつじゃなく、今は決算の報告書について全体でやってますから、ぜひ議長においては他の質問出てませんならば、このまま進めて、採決の方お願いしたいと思います。

仲間議長：それでは採決の方に移らせていただきたいと思います。先ずは活動報告書です。こちらに関して先ほどの9000万の事業の記載がなかったことに関してご指摘の通りかと思っておりますので、JOCの助成金を受けて、こういったものを開発しました。ということの後ほど追記させていただいて、配布させていただくという条件付きの承認という決議を取らせていただく方が妥当かと思っておりますので、そちらで進めさせていただこうかと思っております。

事業報告に関して反対の方挙手をお願いします。

反対票11ですので、賛成多数ということで可決させていただきます。

引き続き、決算報告に反対の方挙手をお願いします。

反対票11ですので、賛成多数ということで可決させていただきます。

では判定システムに関する活動報告事業報告に関しては追記をさせていただいた上でまた正会員の皆様には配布をさせていただきたいと思います。

(2) 審議・報告事項（質疑応答詳細は別紙）

1. 2022年度監査報告

仲間議長：会計士監査と監事監査があります。会計士監査の方は書類を供覧させていただく形で監事監査に関しましては岩井監事の方から報告をお願いしたいと思います。

岩井監事：令和4年度の監査報告書については事前に配付させていただいたものとなります。従前通りに理事会等々から出席するあるいは今年の5月20日にWEB会議などで監事監査を仲間専務立会いのもとあるいは十川公認会計士立会いのもと行わせていただきましたまた3月31日までの昨年1年間の理事の職務執行状況につきましては、全理事の方々から、確認書の提出を受けその内容を確認させていただきました。その結果監査結果および意見という部分でございますが、まず事業報告等につきましては、先ほどご意見があった部分でございますけれども、事業報告は法令上求められている事項については正しく記載しているものというふうに考えております。また理事の職務執行状況につきましても、理事会等での意見、あるいは確認書の内容を踏まえますと、重大な違反は認められないというふうに考えております。計算書類等につきましては先ほど独立監査人が同法人は会計監査人設置ではございませんので独立監査人という呼び方になりますが独立監査人からの監査結果の報告も踏まえた上で、重要な点において適正に表示しているものというふうに考えております。今年の3月に公益法人化を達成したというところでございますので今後は公益法人として、内閣府等からの監査も我々の監査とは別に、今後予定されるということでございますので引き続き内部統制体制の維持強化に努めていただきたいと思いますというふうに考えております。監査報告書のご説明は以上となります。

2. 世界選手権に関する報告など

仲間議長：男女とも世界のレベルで奮闘しております。資料をご覧ください。

3. 連盟が現在対応している裁判に関する状況報告

仲間議長：一昨年6月の総会で、役員を選任する際に個別審議ではなくて一括審議で行ったことに関して総会に参加していただいております中島正会員の方から訴訟が起こされております。一括審議を行ったことに対して違法性があるんじゃないか、定款に反しているんじゃないかということが、訴訟の主な目的という形になっております。こちらに関しては、公益社団法人にもなっておりますので何かしらそれが指摘を受けるような状況であれば、再度、総会の場で決を取らせていただいても良いかなと考えているというような状況でございます。

山崎顧問：中島氏からの訴訟提起がなされておまして、現在訴訟は継続中という状況でございます。継続中なので結論が出たわけではないんですけども、裁判においては裁判官が、途中経過というか、現状で考えている状況を説明してくるという場がありまして、その中でいくつかの中島氏からの申し立ての中の一つの理由としての一括審議の部分に関して、ここは定款に反する可能性があるかもしれないということが、仄めかされているという状況でございます。まだそういう状況なので、結論が出たということではございませんが、これまでの連盟さんも、審議方法において常に一括でやってきたという経験があったりとか、それから社員総会規則というところの中には、これが認められてるような記載があったりするところから、これで進めるということで、そのときの総会においては進めておりますし、私も法律専門家として、それで問題ないというアドバイスをして進めております。ただ事後的にそういう解釈が成り立つ、裁判所の方でそういう判断がされるということがありうるのであれば、決議をし直せば問題はないので、個別でやりましょうというところが、連盟さんの立場ということでございます。ただ、決議をし直さなければならないということがもし発生するのであれば、それはお手間をかけてしまうということになりますものですから、その当時のアドバイスとして法律専門家の立場として、結果としてそういうことになってしまっているというところに関しては、私としては問題があったと思っておりますので、そこに関しては、皆さんに謝罪するところでございます。というところが現状のご説明でございますので、それを踏まえてご検討いただければと思っております。

茨城県中島氏：そういう違法状態の議決だから取り消してくださいという申し立てをすることは事実ですが、その中で、原告と話し合いをして、きちんとしたらという話もあったので、その中で、山崎弁護士が責任でとか、岩井さんが責任でとか、そういう話はちょっと私どもの弁護士から聞いたんですが、代理人とか弁護士さんじゃなくて、執行部の責任は取らないんですかと、それについては持ち帰りますということでお断りをいただいて、ちょっとそれはできないと。そういうことがあってそれで判決まで行きましょうと。そうだったことは事実ですよ。私がそういう提案をしたことも事実ですよ。

山崎顧問：中島さんがおっしゃった通り、裁判係争中の裁判のことなので全てのことを詳細にということをご説明はできませんけれども、今中島さんがおっしゃったことはどういうことかという、裁判が行われている中で、和解というところが裁判官から提示がありましてこれは裁判の中では常に発生しうる話で、完結というところに至らずに、双方が納得できる部分があるのであればそこを解決の一つとしましょうというところでございますが、それが出てきて和解の議論があったというところは間違いありません。具体的には、今のこちらの説明であるところの、再度決議をやり直す、個別決議でやり直すというところを柱として、それ以外に中島さんの方からいくつかの複数の項目が訴訟の目的でない部分も含めて、提案がありましてこういうことがあるのであれば和解ができるというところがいくつか出てきましたが、その中のところを検討した上で、それをのむことは、結論としてはできないという判断をしたというところでございます。どこが飲めないかと

いうところに関して今説明するつもりはないですけれども、中島さんがおっしゃったような、執行部の責任を取るというところが飲めないから、和解をのめないという話をしたということではないということをご説明しておけばいいと思います。

山梨県天野氏：決算報告に反対してしまったので、要望ですが、先ほど判定システムのところでJOCからの補助が出るということで、結果は良かったんですけども、もし仮に、通らなかった場合にはその9000万とか大きな額をどのような代替案で補填したかということも、最後の報告書にいただけたらと思います。

仲間議長：これは9000万円がという話ではなくて事業に助成金が出るので、現時点で申請をしてはいかがでしょうか。というお話だったので、それが通らなかった場合にどのような支払いをするのか、一括で請求されるという話には全くなりませんし、何もないところの事業と一緒に開発をしているという形なので、9000万円一括で請求が来るわけではないです。先ほどお話も終わって決をとらせていただいたことですので、事業計画に関してこういった事業を行って支払いを行いましたということに関しては記載を追記いたします。

以上